

## ○地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務処理要領

制定 令和5年2月6日

施行 令和5年2月6日

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市（以下「市」という。）と受注者が、平成20年10月17日付け国総建第197号及び国総建整第154号国土交通省建設流通政策審議官通知に規定された地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合における、建設工事請負契約書約款第5条第1項ただし書きに基づく受注者が行う権利の譲渡のうち、債権の譲渡承諾手続に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注者 債権の譲渡の対象となった工事請負契約を所管する市の発注部署
- (2) 受注者 次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 建設工事請負契約に基づき、市に対して仕事の完成を約した者
  - イ 前号アに対する次の第3号の債権の譲渡人となる者
- (3) 請負契約 受注者が市に対して仕事の完成を約した請負契約
- (4) 債権 建設工事請負契約に基づき、市が受注者に対して履行する工事請負代金
- (5) 貸付事業を行う者 次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号第3条第1号に規定されたものをいう。）又は、一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める事業者であって、請負業者への資金の供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権

をいう。以下同じ。)の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う者

イ 第2号イに関して、債権の譲受人になる者

(債権の譲渡を可とする対象工事)

第3条 市が発注する建設工事のうち、次の各号のいずれにも該当しないものを対象とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に基づく低入札価格調査の対象となった工事

(2) 履行保証を付したもののうち、市が役務保証を必要とする工事

(3) 受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権の譲渡を承諾するに当たって、市長が不相当と認める事由がある工事

2 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とする。

(譲渡する債権の範囲)

第4条 受注者が譲り渡す債権は、請負契約の履行が完了した場合において、請負契約に係る契約書(以下「契約書」という。)約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形の部分に相応する請負代金額から、既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、契約書約款第54条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する債権の額から既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等で確保されなかった金額を控除した額の全額を譲渡される債権額とする。

2 請負契約の変更により、債権の額に増減が生じた場合は、受注者が貸付事業を行う者へ債権を譲渡することを証した書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))をもって作成されたものを含む。)に記載された債権の額及び債権の譲渡額は、増

減が生じた後の額とする。

(債権の譲渡先)

第5条 債権の譲渡先は、貸付事業を行う者に限る。

(債権の譲渡の承諾)

第6条 市が受注者に対して債権の譲渡を承諾する時期は、請負契約に係る工事の出来形が、2分の1以上に到達したと認められた日以降とする。

なお、承諾に当たっての出来形の確認については、工事履行報告書(様式第1号)の受領をもって足りることとする。

(債権の譲渡の承諾申請)

第7条 債権の譲渡の承諾を依頼しようとする受注者は、次の各号に掲げる書面(電磁的記録で作成されたものについては、書面でも出力したもの。)を発注者に提出しなければならない。

なお、書面の提出については、発注者に直接提出する方法に限る。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第2号) 1通

(2) 工事履行報告書(様式第1号) 1通

(3) 様式第3号に準拠した締結済の債権譲渡契約証書の写し 1通

(4) 第1号の書面に押印された印鑑に関する登記官が作成した証明書 各1通(受注者及び貸付事業を行う者についての印鑑証明書であって、作成後3か月以内のものに限る。)

なお、登記所へ印鑑を提出していない者に関する第1号の書面に押印する印鑑は、市区町村長に提出している印鑑を押印するものとし、提出する書面については、当該印鑑に係る市区町村長が作成した証明書及び押印した者に係る会社の登記事項証明書とする(いずれの証明書も作成後3か月以内のものに限る。)

(5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている請負契約で、保険又は保証約款等により債権の譲渡について承諾が義務付けられている場合は、保険者又は保証者による必要な承諾を受けている旨を証する書面 1通

(債権譲渡の承諾基準)

第8条 債権譲渡は、別表の各項目全てが確認された場合に承諾するものとする。

(債権の譲渡の承諾)

第9条 債権の譲渡の承諾は、契約主管課長が行うものとし、第7条による債権譲渡の承諾申請書類の提出を受けた後、第8条別表の事項を確認した上で、債権譲渡承諾書(様式第4号)を3通作成し、債権の譲渡人及び債権の譲受人にそれぞれ1通を交付する。

なお、残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等については契約主管課で保管する。

2 前項の承諾は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、遅滞なく行うものとする。

3 第1項により債権の譲渡を承諾した場合は、直ちに債権譲渡整理簿(様式第5号)に記載する。

4 発注者は、第1項により交付した後に残った債権譲渡承諾書の写しを当該工事の支出負担行為伝票に支出証拠書類として添付する。

(債権の譲渡の不承諾)

第10条 次のいずれかに該当する場合は、債権の譲渡について、承諾を行わないものとする。

(1) 第7条で定める債権の譲渡に必要な書類の提出が無いとき。

(2) 第8条別表の各項目の確認ができないとき。

2 前項の不承諾の判断をしたときは、速やかに、債権譲渡不承諾通知書(様式第6号)により通知するとともに、債権譲渡整理簿にその旨を記載する。

(請負契約に係る工事の出来形の確認)

第11条 融資制度における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において請負契約に係る工事の出来形の確認が必要な場合は、債権の譲受人が当該出来形の確認を行うものとする。

2 前項の出来形の確認を行うに当たり、現場確認の必要がある場合には、債権の譲受人は、工事出来形確認協力依頼書(様式第7号)を発注者に対して提出するものとする。

3 前項の工事出来形確認協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

(融資実行の通知)

第12条 債権の譲渡人及び債権の譲受人は、債権の譲渡があった後に融資が実行されたときは、発注者に対して融資実行報告書(様式第8号)を速やかに提出するものとする。

2 前項の通知を受領した発注者は、債権の譲受人が指定したところにより、口座振替の方法により債権の履行を行う。

(債権の譲受人の請求)

第13条 債権の譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、部分払金及び請負代金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、債権の履行を請求することができる。

なお、債権の譲渡人は、第9条に規定する承諾の後においては、市に対して債権の履行を請求することができない。

2 債権の譲受人は、請負契約に基づき確定した債権の履行を請求するときは、次の各号に掲げる書面を発注者に対し提出するものとする。

(1) 工事請負代金請求書(様式第9号) 1通

(2) 市の承諾印押印済みの債権譲渡承諾書の写し 1通

(3) 債権譲渡契約証書の写し 1通

(不正時の対応)

第14条 融資制度又は債権の譲受人の監督庁、振興基金若しくは捜査機関等が、受注者や債権の譲受人が融資制度に関し不正を行ったと認めるときは、市は、当該不正を行った受注者又は債権譲受人を第5条の規定にかかわらず、債権の譲渡人又は債権の譲受人の対象から除外するものとする。

2 受注者や債権の譲受人が市に提出した書面が明らかに内容の虚偽、偽造又は改ざんがなされた不正なものであったときは、市は、融資制度及び債権譲受人の監督庁、振興基金並びに捜査機関にその事実を通報するものとする。

(電子記録債権を活用したスキームに係る特則)

第15条 融資制度に係る債権譲渡の事務処理のうち、電子記録債権を活用したスキームに係る事務処理については、次の各号のとおり取り扱う。

(1) 第 12 条については，次のとおり読み替える。

(債権譲渡実行の通知)

第 12 条 債権譲渡人及び債権譲受人は，第 9 条第 1 項の承諾後，債権譲受人を債務者とし，債権譲渡人を債権者とする電子記録債権を発行させ，債権譲渡人がこれを受け取った場合には，速やかに連署にて，発注者に債権譲渡実行報告書（様式第 8 号の 2）を提出するものとする。

2 発注者は，債権譲渡実行報告書を受領した場合は，以後の工事請負代金の支払を債権譲受人が指定した口座に行うものとする。

(2) 前条までのうち，様式第 2 号，様式第 3 号，様式第 4 号及び様式第 8 号とあるのは，それぞれ様式第 2 号の 2，様式第 3 号の 2，様式第 4 号の 2 及び様式第 8 号の 2 と読み替える。

#### 附 則

この要領は，令和 5 年 2 月 6 日から施行し，令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り効力を有する。

(第8条別表)

地域建設業経営強化融資制度に係るチェックリスト

工事名 \_\_\_\_\_ 受注者 \_\_\_\_\_

申請書類の受領 (令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日)

		チェック
1	債権譲渡の対象工事	
	第3条に定められている対象工事の要件を満たしている。	
2	申請書類	
	(1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式第2号)	
	ア 指定の様式 (様式第2号) を使用している。	
	イ 工事請負契約書の記載内容 (受注者, 工事名, 工事場所, 工期) と一致する。受注者が共同企業体の場合, 当該企業体の名称及び代表者並びに構成員の住所及び氏名の記載があること。	
	ウ 工事請負契約は解除されていない。	
	エ 譲受人は (一財) 建設業振興基金から債務保証を受けられる団体である。	
	オ 請負代金額, 前払金額, 既部分払金額, 債権譲渡額に誤りがない。	
	カ 譲渡人及び譲受人の印影は, 印鑑証明書と相違がない。	
	(2) 債権譲渡契約証書 (様式第3号)	
	ア 内容が様式第3号に準拠した契約証書である。	
	イ 譲渡人, 譲受人が様式第2号と一致する。	
	ウ 第1条第1項(1)~(7)が様式第2号と一致する。	
	エ 譲渡人及び譲受人の印影は, 印鑑証明書と相違がない。	
	(3) 譲渡人及び譲受人の印鑑証明書	
	(4) 工事履行報告書 (様式第1号)	
	工事進捗率が2分の1以上である。	
	(5) 保険者又は保証者の承諾書 (保険又は保証約款等において必要とされる場合)	

↓  
債権譲渡承諾のための決裁手続  
↓  
債権譲渡整理簿 (様式第5号) の整理  
↓

		チェック
3	債権譲渡承諾書（様式第4号）の発行	
	承諾日と確定日が同日となっているか確認し，3通作成の上，うち2通を交付する。	
4	融資（債権譲渡）実行の通知（譲受人から譲渡人へ融資（債権譲渡）が実行されたとき）	
	融資（債権譲渡）実行報告書（様式第8号）	
	譲渡人，譲受人，債権譲渡の表示が様式第2号と一致する。	

↓

		チェック
5	工事請負代金の請求書類の受領（令和 年 月 日）	
	(1) 工事請負代金請求書（様式第9号）	
	(2) 債権譲渡承諾書（様式第4号）の写し	
	(3) 債権譲渡契約証書（様式第3号）の写し	